第一 都市再生特別措置法の一部改正

民間都市 開発推進機構の行う都市再生事業支援業務及び都市再生整備事業支援業務について、 専ら認

定事業の施行を目的とする認定事業者等である合同会社に対する出資等の方法による支援ができるもの

とすること。

(第二十九条第一項及び第七十一条第一項関係)

市町村は、 都道府県が行うこととされている国道又は都道府県道 \mathcal{O} 維持 又は修繕であって市 町 村 が行

得て、 都市再生整備計画に記載することができるものとすること。

うことができるものに関する事業に関する事項について、

あらかじめ、

都道府県に協議

Ļ

その

同

意を

(第四十六条第八項及び第九項関係)

 \equiv 市 一町村は、 四の市 町村都市再生整備協議会が 組織されている場合において、 都市再生整備 計 画を作成

しようとするとき又は 都道府県に 対 し都 市 再生 整備計 画に 記載された事業の実施 に関連して必要となる

地 域域 地 区に 関する都市 計 画で政令で定めるも \mathcal{O} の決定若 しくは変更の 要請, をしようとするときは、 あら

かじめ、 当該市町村都市再生整備協議会の意見を聴かなければならないものとすること。

兀 市 ·町村、 当該 市 町村の長が指定 した六の都市再生整 備 推 進 法 人 防災 街 区 整 備 推 進 機 構、 中 心 市 街 地

整 備 推 進 機 構 及び)景観整: 備機構等並びにこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める特定 足非営利) 活

動 法 人等は、 市町村ごとに、 都市再生整備計 画及びその実施に関し必要な協議を行うため、 市 町村都市

再生整備協 議会 (以下「市町村協議会」という。) を組 織することができるものとすること。

(第四十六条の二関係)

五 認定整 備 事 業者は、 市 町 村協議会に対し、 その 認定整 備事業を円滑かつ確実に施行するため É 必 要な

協議を行うことを求めることができるものとすること。

(第七十二条関係)

六 市町村長は、 特定非営利活動法人又は民法第三十四条の法人であって、 都市再生整備計 画 0 区 区域内に

おけ つる都市 再生基本方針に基づく都市 開発事業を施行する特定非営利 活動 法人等に対する助成その 他 \mathcal{O}

業務を行うことができると認められ るも のを、 都市再生整 備推 進法 人 (以 下 推 進法 人 という。 ر ح

して指定することができるものとすること。

(第七十三条から第七十六条まで関係)

七 民 間 都市 開発推進機構は、 推進法人によるその業務の円滑な実施のため、 国土交通大臣の承認を受け

て、 推進法人が行う都市 開発事業を実施する特定非営利活動法人等に対する助成の業務の実施 に対する

助 成その他 の業務を行うことができるものとすること。 第七十七

条関

八 民間都市再生事業計画 の認定を申請することができる期限を平成二十四年三月三十一日と規定するも

のとすること。

(附則第三条関係)

九 独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成に関する独立行政法人都市再生機 構法第十

条第三項第五号の業務及び都市再生整備計 画に基づく事業の促進を図るために必要な同号の業務を行

うことができる期限を平成二十二年三月三十一日と規定するものとすること。 (附則第四

条関係)

十 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正

建替計 画 \mathcal{O} 認定基準に、 新築する建築物の敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上である

こと等を追加するものとすること。

(第四条及び第五条関係)

独立行政法人都· 市再生機構は、 地方公共団体か らの要請に基づき、国土交通大臣 の認可を受けて、従

前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行うことができるものとすること。

(第三十条の二関係)

 \equiv 地方住宅供給公社は、 委託により、 居住安定計画の作成の業務を行うことができるものとすること。

(第三十条の三関係)

兀 防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で都市再開発法第三条の二第二号イ又は口のいずれかに該

当するものであって、

その

面積が〇・二へ

クタール以上〇・五ヘクタール未満のものについては、

を同号に掲げる条件に該当する土地の区域とみなして、 同法の規定を適用するものとすること。

(第三十条の四関係)

五 防災街 X 整 備地 区計 画 \mathcal{O} 区域内 の土地 の区域 (現に特定 地区防災施 設 の整備が が行われ つつ あ 又は

行われることが確実であると見込まれるものに限る。)において、 特定防災機能 の確保等を図るため特

特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画

の区域内

1の用2

途地

に必要と認められるときは、

域 E おいて定められた総容積の範囲内で、 当該 特定建築物 地区 整 備 計 画 \mathcal{O} 区域, 内 の容積率 \bigcirc 最 高 限 度に

く ては 用 途 地 域 に お **\ て定めら れ · た容 積 率 \mathcal{O} 数値 以上 0 も の として定め、 当該 防 災 街 区 整 備 地 区 整 備

計 画 \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 容 積 率 \mathcal{O} 最 高限度に ついては 用途地域において定められた容積率 の数値 以 下 \mathcal{O} t \mathcal{O}

て定めるものとすること。

(第三十二条の三関係)

六 防災街 区整備事業 の施行地区の要件に関し、 耐火建築物等の 延べ 面 積 の割合 の算定に当たり、 地震に

対する安全性に係 る 建築基準 法等 \mathcal{O} 規定に適合し ない 耐 火建築物であって、 定規模以 上の 地 震 が 発 生

した場合において、 その 耐火性能が著しく低下するおそれがあるものについては、 耐火建築物 から除く

ものとすること。 (第百十八条関係)

七 防災街 区 整備事 業組合は、 事業計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 事業計画 画 の案を組合員に

周 知させるため必要な措置を講じなけ ればならないものとすることその他 所要 \mathcal{O} 改正を行うも のとする

(第百三十七条、 第百三十九条 が 一 、 第百四十八条、 第百五· 十一条及び第百五十二条関

八 防災再開発促進地区の区域内の土地の土地所有者等は、 全員の合意により、 避難経路協定を締結する

ことができるものとし、 当該避難経路協定は、市町村長の認可を受け、 公告された後においては、 当該

避 難経路協定区域内の土地所有者等となった者に対してもその効力があるものとすること。

(第二百八十九条から第二百九十九条まで関係)

九 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 道路法の一部改正

指定市以外の市 町村は、 快適な生活環境の確保等を図るため、 当該市 町村の区域内に存する国道又は

都道 足府県道1 である歩道等 \mathcal{O} 新設、 改築、 維持 又は修繕を都道府県に代わって行うことが適当であると認

められる場合においては、 都道府県に協議し、 その同意を得て、これを行うことができるものとするこ

کے (第十七条、第二十七条第二項及び第九十七条関係)

道路管理者は、 道 路 の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、 駐車 料金を徴収する

ことができるものとすること。

(第二十四条の二及び第二十四条の三関な

三 並木、 街灯その 他 道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物等で、 道路交通 環境 \mathcal{O}

向 上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等が設けるものの道路の占用の許 可につい

道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであるとの基準を適用しないものとすること。

ては、

(第三十三条第二項関係)

兀 市 町村 は、 当 該· 市 町村の 区域内 に存する道路の道路管理者に対し、 道 路 の附属物である自 転 車 駐 車 · 場

 \mathcal{O} 道 路上に おける設置その 他の歩行者の 通行 の安全の確保に資するものとして政令で定める道 路 \mathcal{O} 改築

を行うことを要請することができるものとすること。

(第四十七条の五関係)

五 道路管理者は、 その管理する道路に並木、 街灯その他道路の 通行者等の 利便 の確保に資する工作: 物等

を設けることが 困難 である場合に お 7 て、 当該 道 路 \mathcal{O} 通 行 者等 \mathcal{O} 利 便 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O} た 8 必要が あると認 \emptyset る

ときは、 協定を締結して、 当該道路の区域外にあるそれらの工作物等の管理を行うことができるものと

すること。

(第四十八条の十七から第四十八条の十九まで関係)

六 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 建築基準法の一部改正

区 「域を区が 一分してな 建 築物 \mathcal{O} 容積を適正に配分する防災街区 整 備 地 区 計 画 \mathcal{O} 区域 内 の建築物 容 ī 積 率 · の 最

限 度が用途地域にお いて定められた容積率を超えるものとして定められた特定建築物 地 X 整 備 計 画 \mathcal{O}

高

区域内 の建築物にあっては、 特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がな いと認っ めるも \mathcal{O}

に 限る。)については、 当該防災街 区整備地区計画において定められた容積率 の最高 限度を適用するも

のとすること。

(第六十八条の五の二関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第五 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。ただし、第一の一、八及び九に関する規定は、 平成十九年四月一日から施行するものとす

ること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条から第五条まで関係)

 \equiv 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二から第四までの規定による改正後の規

定の施行状況について検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ず

るものとすること。

(附則第六条関係)

その他所要の改正を行うものとすること。

兀

(附則第七条から第十五条まで関係)